

大田原市介護・福祉事業者等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）の趣旨を踏まえ、市内の介護・福祉事業者に対して、臨時的な措置として実施する大田原市介護・福祉事業者等事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業等」という。）は、次に掲げるもののうち、別表第1及び別表第2に定める事業とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業、同法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業、同法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業、同法第86条第1項に規定する指定介護老人福祉施設、同法第94条第1項に規定する介護老人保健施設、同法第107条第1項に規定する介護医療院、同法第115条の2第1項に規定する指定介護予防サービス事業、同法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業及び同法第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条に規定する指定障害サービス事業、同法第38条に規定する指定障害者支援施設、同法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業、同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業及び同法第77条に規定する地域生活支援事業の受託事業
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15に規定する指定障害児通所支援事業、同法第24条の9に規定する指定障害児入所施設事業及び同法第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年9月1日時点において、第2条各号に掲げる交付対象事業等を実施し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が適当でないとして認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内の事業所で交付対象事業等を行い、今後も事業を継続する意思を有している者
- (2) 市税等（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されている者を除く。）を滞納していない者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表第1及び別表第2に規定する額とし、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の交付は、1交付対象事業等につき1回限りとする。

(対象経費)

第5条 支援金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 光熱水費

(2) 燃料費

(3) 賄材料費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大田原市介護・福祉事業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請の受付期間は、市長が別に定める。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、大田原市介護・福祉事業者等事業継続支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支援金の交付を受けた者は、令和5年3月31日までに、大田原市介護・福祉事業者等事業継続支援金事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により支援金の交付決定を受けた者が規則第13条第1項各号に該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した支援金があるときは、規則第14条の規定により返還を命じなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金の交付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された支援金については、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第2条及び第4条関係)

介護区分	交付対象事業等	支援金の額
1	<p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅介護支援及び福祉用具貸与</p> <p>※介護予防サービスを含むとともに、「訪問介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービス」の指定を受けたものを含む。ただし、介護予防サービス及び訪問型サービスのみを提供している場合は、当該事業を交付対象とする。</p> <p>※この項に掲げる複数のサービスに係る事務を同一の事業所(同一の空間において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業所番号が同一でないものを含む。)で行っている場合には、同一のサービスを提供している事業所とみなす。</p>	1 事業所当たり50,000円
2	<p>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び通所リハビリテーション</p> <p>※介護予防サービスを含み、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けた者を含む。ただし、介護予防サービス及び通所型サービスのみを提供している場合は、当該事業を交付対象とする。</p> <p>※この項に掲げる複数のサービスに係る事務を同一の事業所(同一の空間において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業所番号が同一でないものを含む。)で行っている場合は、同一のサービスを提供している事業所とみなし、定員数は当該事業定員数の合計とする。</p>	ア 定員18人以下の事業所にあつては1事業所当たり100,000円 イ 定員19人以上の事業所にあつては1事業所当たり150,000円
3	<p>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び小規模多機能型居宅介護</p> <p>※介護老人福祉施設(地域密着型含む。)併設の短期</p>	ア 定員30人以下の事業所にあつては1事業所当たり300,000円 イ 定員31人以上

	<p>入所生活介護の定員数及び介護老人保健施設併設の短期入所療養介護の定員数は、それぞれの当該施設定員数に含める。</p>	<p>の事業所にあつては 1事業所当たり500,000円 ウ 定員51人以上の事業所にあつては 1事業所当たり700,000円</p>
--	---	---

別表第2（第2条及び第4条関係）

障害区分	交付対象事業等	支援金の額
1	<p>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援及び訪問入浴 ※別表第1介護区分1に掲げるサービス及びこの項に掲げる複数のサービスに係る事務を同一の事業所（同一の空間において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業者番号が同一でないものを含む。）で行っている場合は、同一のサービスを提供している事業所とみなす。</p>	<p>1事業所当たり500,000円</p>
2	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援 ※別表第1介護区分2に掲げるサービス及びこの項に掲げる複数のサービスに係る事務を同一の事業所（同一の空間において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業者番号が同一でないものを含む。）で行っている場合には、同一のサービスを提供している事業所とみなし、定員数は当該事業定員数の合計とする。</p>	<p>ア 定員18人以下の事業所にあつては 1事業所当たり100,000円 イ 定員19人以上の事業所にあつては 1事業所当たり150,000円</p>
3	<p>施設入所支援、共同生活援助及び短期入所 ※施設入所支援及び共同生活援助と同一の事業所で行われる短期入所の定員数は、当該施設定員数に含める。</p>	<p>ア 定員9人以下の事業所にあつては 1事業所当たり100,000円 イ 定員10人以上の事業所にあつては</p>

		1 事業所当たり200,000円 ウ 定員20人以上の事業所にあつては1 事業所当たり300,000円 エ 定員31人以上の事業所にあつては1 事業所当たり500,000円 オ 定員51人以上の事業所にあつては1 事業所当たり700,000円
--	--	--